

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。

目 的

- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築
- 教員の働き方改革の推進

課 題

- 過度な活動による生徒の心身の疲弊
- 保護者の時間的、経済的な負担の増加
- 担当教員の多忙化
- 専門的指導力の不足
- 少子化に伴う部員数や部活動数の減少

部活動の活動時間及び休養日等の設定

(1) 休養日	① 授 業 日：週当たり1日以上休養日を設ける。 ② 長期休業中：学期中に準じた扱いとする。 休養期間（オフシーズン）の設定。	(3) 活動の停止	① 学校の定期テスト前 ② 安全管理を行うことができない場合 ③ 気象警報発令時および熱中症警報の発令があった時 ④ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時 またはその恐れがある時 ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
(2) 活動日 ※平日のみとし休日 は行わない。	授業日（平日） ① 長くとも2時間程度とする。 ② 下校時刻以降の活動を行わない。 ③ 活動日数は、週4日以内とする。 ④ 朝の活動は行わない。	(4) 配慮事項	① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。 ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。 ③ 移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。 ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。
活動時間 ※準備、後片付けの時間も含める。 運動部活動 できるだけ短時間に、合理的かつ効率・効果的な活動を行う。 文化部活動 分野等の特性等を踏まえ、適正に活動を行う。	長期休業中 ① 学期中に準じた扱いとする。 ② 長くとも3時間程度とする。（8：15～16：45） ③ 閉庁日の活動は行わない。 特別強化期間 「中体連主催大会及び吹奏楽・合唱連盟主催大会、コンクール、コンテスト（以下、大会等という）」などの前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。 大会・コンクール等 大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を計画し、休養日、活動時間を変更する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や教職員の過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。	「学校・指導者の責務」 (1) 学校の責務 ① 学校ガイドラインの作成と公表、周知と遵守 ② 参加する大会等の精査 ③ 危機管理マニュアルの確立、生徒の既往歴の把握と対処法 ④ 活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検、AEDの設置 ⑤ 気象情報への留意 (2) 指導者の責務 ① 生徒の体調確認、事前の事故防止の徹底 ② 生徒との円滑なコミュニケーション ③ 年間の活動計画、及び活動実績の作成 ④ 人格形成への寄与、勝利至上主義にならない努力 ⑤ 心身の健康、発育発達に応じた適切な指導 ⑥ 行過ぎた指導（体罰や言葉の暴力、性暴力など）の絶無 ⑦ 本ガイドラインの遵守 	